

学安第 244 号
令和元(2019)年5月28日

各県立学校長 様

学校安全課長

熱中症事故の防止について（依頼）

このことについて、別添写しのとおり文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長及び文部科学省初等中等教育局教育課程課長から依頼がありましたので送付します。

つきましては、熱中症のリスクの高い環境で活動を行う際には、環境省熱中症予防情報サイト等を適宜活用したり、暑さ指数（WBGT：湿球黒球温度）等を測定し、「熱中症予防のための運動指針」（（公財）日本体育協会）等を参考に運動等の実施を判断したりするなど、熱中症事故防止のための適切な措置を講ずるようお願いいたします。

（参考）

環境省熱中症予防情報サイト <http://www.wbgt.env.go.jp/>



熱中症予防運動指針

http://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data0/publish/pdf/guidebook_introduction.pdf



学校安全課学校安全担当

担当：藤田

TEL 028-623-2964

FAX 028-623-2956

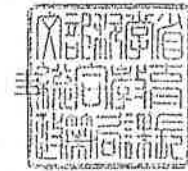


元文科教第72号
令和元年5月24日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課長
各都道府県・指定都市教育委員会指導事務主管課長
各都道府県教育委員会専修学校主管課長
各都道府県私立学校主管課長
附属学校を置く国公立大学法人担当課長
専修学校を置く国立大学法人担当課長
各国公私立高等専門学校担当課長
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課長
厚生労働省医政局医療経営支援課長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課長

殿

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課長
三好



(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局
教育課程課長

滝波



(印影印刷)

熱中症事故の防止について（依頼）

熱中症事故の防止については、例年、各学校において御対応いただいておりますが、別紙1のとおり、学校の管理下における熱中症事故は発生しており、児童生徒が死亡する事案も生じています。特に、昨夏においては、広範な地域にわたって気温の高い日が続き、その記録的な高温により、児童生徒等が熱中症で体調を崩す事案が例年以上に多く発生したところであり、夏季における児童生徒等の健康確保に向けた取組は喫緊の課題となっています。

こうした状況に十分対処できるようにする観点から、下記の点に留意し、適切に御対応いただくようお願いいたします。

都道府県・指定都市教育委員会においては、所管の学校（専修学校を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対し、都道府県私立学校主管課においては、所轄の学校法人及び学校に対し、国公立大学担当課においては、所管の附属学校に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課においては、所轄の学校設置会社の設置する学校に対し、厚生労働省の専修学校主管課においては、所管の専修学校に対し、都道府県認定こども園主管課においては、域内の市区町村認定こども園主管課及び所轄の認定こども園に対し、周知されるようお願いいたします。

記

1. 熱中症は、活動前に適切な水分補給を行うとともに、必要に応じて水分や塩分の補給ができる環境を整え、活動中や終了後にも適宜補給を行うこと等の適切な措置を講ずれば十分防ぐことが可能です。また、熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期に水分・塩分補給、体温の冷却、病院への搬送等適切な処置を行うことが必要です。

学校の管理下における熱中症事故は、ほとんどが体育・スポーツ活動によるものですが、運動部活動以外の部活動や、屋内での授業中においても発生しており、また、暑くなり始めや急に暑くなる日等の体がまだ暑さに慣れていない時期、それほど高くない気温（25～30℃）でも湿度等その他の条件により発生していることを踏まえ、教育課程内外を問わずこの時期から熱中症事故の防止のための適切な措置を講ずるようお願いいたします。

2. 政府においては、平成25年度から、熱中症搬送者数や死亡者数の急増する7月を「熱中症予防強化月間」と定め、国民や関係機関への周知等を強化して、熱中症の発生を大幅に減らすよう熱中症予防の取組を推進しているほか、各省庁も連携して熱中症の予防を推進しています。また、環境省では、一般参加が可能な取組として、令和元年6月2日から3日にかけて、「熱中症対策シンポジウム」（参考資料1）を開催するとともに、令和元年度は4月19日から10月14日まで熱中症予防サイトにおいて暑さ指数を情報提供（参考資料2）しています。

各教育委員会等におかれては、「学校安全資料『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」（平成31年3月改訂文部科学省）、「『体育活動における熱中症予防』調査研究報告書」（平成26年3月独立行政法人日本スポーツ振興センター）、「熱中症環境保健マニュアル2018」（平成30年3月改訂環境省）及び上記の暑さ指数を参考として、関係者に対して熱中症事故の防止に必要な事項の理解を徹底されるとともに、「熱中症予防強化月間」についても、その趣旨を踏まえて熱中症予防に取り組むようお願いいたします。

3. 夏季における休業日等については、別添2の関連規定を踏まえ、次の①か

ら④までを参考として、適切に御対応いただくようお願いいたします。

①各学校及び各学校設置者におかれては、空調設備の整備状況等も加味しつつ、気象状況に注意し、児童生徒等の健康を最優先に考慮した上で、年間を通じた総授業時数の確保に留意し、必要に応じて、夏季における休業日の延長又は臨時休業日の設定、それに伴う冬季、学年末及び学年始休業日の短縮又は土曜日における授業の実施等をはじめとした柔軟な対応を検討するようお願いいたします。また、各学校設置者におかれては、設置する学校に対して必要な指導・支援をお願いいたします。

なお、夏季における休業日の延長等を行う場合には、放課後児童クラブ等における対応もあわせて必要であり、児童福祉担当部局等の関係部局と十分連携を図るようお願いいたします。

②夏季休業期間中に予定されている児童生徒等の登校日等においても、当該日にかかる気象予報等の情報に注意し、延期又は中止等の柔軟な対応を検討するようお願いいたします。

③検討に当たっては、2. に記載の資料及び本通知末尾の【参考】に記載の資料等も参考としていただき、学校及び地域の実態等を踏まえて判断するようお願いいたします。

④なお、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第63条に規定する「非常変災その他急迫の事情があるとき」には、熱中症事故防止のために必要がある場合も含まれることを申し添えます。

【参考】

○環境省

- ・熱中症予防情報サイト <http://www.wbgt.env.go.jp/>
(印刷して利用できる普及啓発資料の他、熱中症対策の情報が充実しています。)
- ・「熱中症環境保健マニュアル2018」(平成30年3月改訂 環境省)
http://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_manual.php

○独立行政法人日本スポーツ振興センター

- ・「熱中症を予防しようー知って防ごう熱中症ー」(パンフレット)
(平成31年3月)
- ・「熱中症を予防しようー知って防ごう熱中症ー」(DVD) (平成31年3月)
- ・「学校屋外プールにおける熱中症対策」(パンフレット) (平成31年3月)
- ・「熱中症対応フロー」(ポスター) (平成31年3月)
https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/bousi_kenkyu/tabid/1905/Default.aspx

- ・「体育活動における熱中症予防」調査研究報告書(平成26年3月)

https://www.jpnsport.go.jp/enzen/anzen_school/bousi_kenkyu/tabid/1729/Default.aspx

○文部科学省

・学校安全資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育（平成31年3月改訂）

<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/index.html>

【本件担当】

（本通知全般について）

文部科学省

総合教育政策局

男女共同参画共生社会学習・安全課

学校安全係

電話：03-5253-4111（内線 2917）

F A X：03-6734-3719

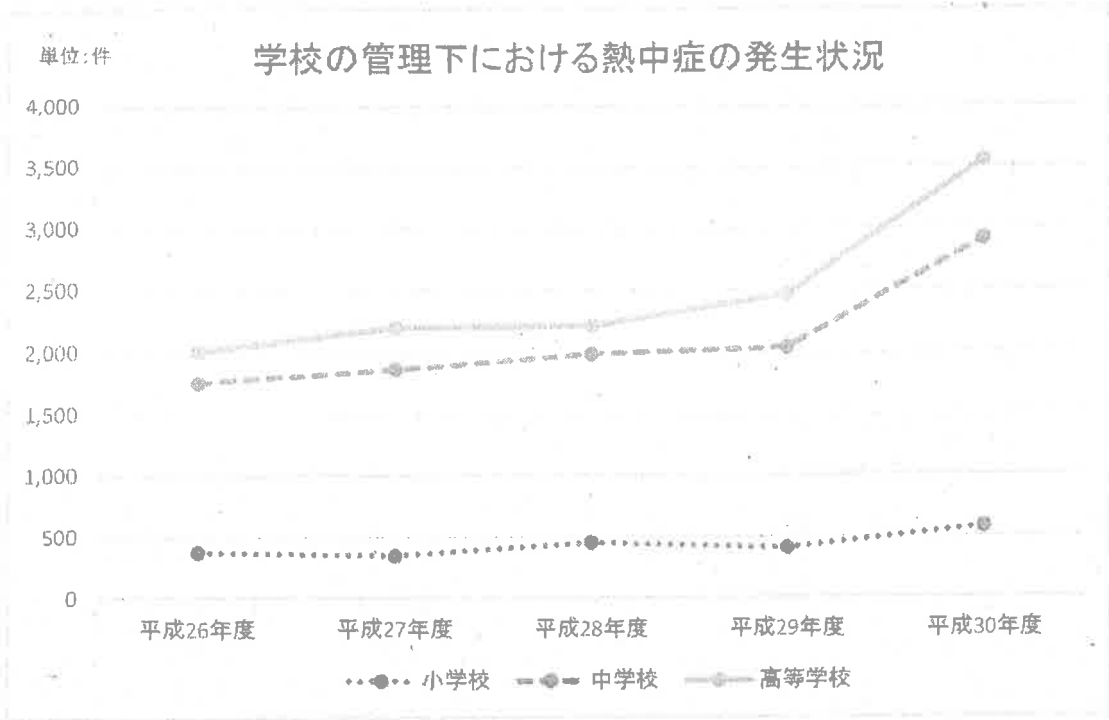
（3. について）

初等中等教育局

教育課程課企画調査係

電話：03-5253-4111（内線 2565）

F A X：03-6734-3734



	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
小学校	376	348	451	408	579
中学校	1,766	1,869	1,992	2,038	2,912
高等学校	2,013	2,204	2,216	2,467	3,554
計	4,155	4,421	4,659	4,913	7,045

(独立行政法人日本スポーツ振興センター調べ)

※上記は学校の管理下における熱中症に対して医療費を支給した件数である(平成30年度は速報値)

関連規定

学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）

（学期及び休業日）

第二十九条 公立の学校（大学を除く。以下この条において同じ。）の学期並びに夏季、冬季、学年末、農繁期等における休業日又は家庭及び地域における体験的な学習活動その他の学習活動のための休業日（次項において「体験的学習活動等休業日」という。）は、市町村又は都道府県の設置する学校にあつては当該市町村又は都道府県の教育委員会が、公立大学法人の設置する学校にあつては当該公立大学法人の理事長が定める。

2 市町村又は都道府県の教育委員会は、体験的学習活動等休業日を定めるに当たっては、家庭及び地域における幼児、児童、生徒又は学生の体験的な学習活動その他の学習活動の体験的学習活動等休業日における円滑な実施及び充実に資するため、休業日の時期を適切に分散させて定めることその他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）

第六十一条 公立小学校における休業日は、次のとおりとする。ただし、第三号に掲げる日を除き、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会（公立大学法人の設置する小学校にあつては、当該公立大学法人の理事長。第三号において同じ。）が必要と認める場合は、この限りでない。

- 一 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する日
- 二 日曜日及び土曜日
- 三 学校教育法施行令第二十九条の規定により教育委員会が定める日

第六十二条 私立小学校における学期及び休業日は、当該学校の学則で定める。

第六十三条 非常変災その他急迫の事情があるときは、校長は、臨時に授業を行わないことができる。この場合において、公立小学校についてはこの旨を当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会（公立大学法人の設置する小学校にあつては、当該公立大学法人の理事長）に報告しなければならない。

※幼稚園、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校に準用。

暑さ指数(WBGT:Wet Bulb Globe Temperature)

暑さ指数(WBGT)とは？

暑さ指数(WBGT)とは、人間の熱バランスに影響の大きい

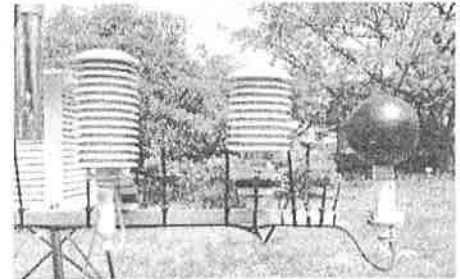
気温 湿度 輻射熱

の3つを取り入れた暑さの厳しさを示す指標です。

軍隊での訓練の際に、熱中症を予防することを目的として、1950年代にアメリカで提案されました。

熱ストレスの評価指標としてISO7243で国際的に規格化されています。

暑さ指数を用いた指針としては、(公財)日本スポーツ協会(元日本体育協会)による「熱中症予防運動指針」、日本生気象学会による「日常生活における熱中症予防指針」があります。

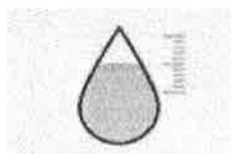


暑さ指数(WBGT)測定装置

暑さ指数(WBGT)の算出

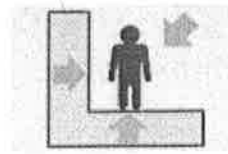
WBGT(屋外) = 0.7 × 湿球温度 + 0.2 × 黒球温度 + 0.1 × 乾球温度

WBGT(屋内) = 0.7 × 湿球温度 + 0.3 × 黒球温度



7

湿度の効果



2

輻射熱の効果



1

気温の効果

○乾球温度：通常の温度計が示す温度。いわゆる気温のこと。

○湿球温度：温度計の球部を湿らせたガーゼで覆い、常時湿らせた状態で測定する温度。湿球の表面では水分が蒸発し気化熱が奪われるため、湿球温度は下がる。空気が乾燥しているほど蒸発の程度は激しく、乾球温度との差が大きくなる。

○黒球温度：黒色に塗装された薄い銅板の球(中空、直径150mm、平均放射率0.95)の中心部の温度。周囲からの輻射熱の影響を示す。

※環境省熱中症予防情報サイトでは、暑さ指数の算出に気象庁の観測データを使用しています。

暑さ指数を用いた指針

● 運動に関する指針

気温 (参考)	暑さ指数 (WBGT)		熱中症予防運動指針
35°C以上	31°C以上	運動は原則中止	特別の場合以外は運動を中止する。 特に子どもの場合には中止すべき。
31~35°C	28~31°C	厳重警戒 (激しい運動は中止)	熱中症の危険性が高いため、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。 10~20分おきに休憩をとり水分・塩分の補給を行う。 暑さに弱い人は運動を軽減または中止。
28~31°C	25~28°C	警戒 (積極的に休憩)	熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり適宜、水分・塩分を補給する。 激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
24~28°C	21~25°C	注意 (積極的に水分補給)	熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。 熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
24°C未満	21°C未満	ほぼ安全 (適宜水分補給)	通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。 市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

※暑さに弱い人：体力の低い人、肥満の人や暑さに慣れていない人など
(公財)日本スポーツ協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」(2019)より

● 日常生活に関する指針

温度基準 (WBGT)	注意すべき 生活活動の目安	注意事項
危険 (31°C以上)	すべての生活活動でおこる危険性	高齢者においては安静状態でも発生する危険性が大きい。 外出はなるべく避け、涼しい室内に移動する。
厳重警戒 (28~31°C※)		外出時は炎天下を避け、室内では室温の上昇に注意する。
警戒 (25~28°C※)	中等度以上の生活活動でおこる危険性	運動や激しい作業をする際は定期的に充分に休憩を取り入れる。
注意 (25°C未満)	強い生活活動でおこる危険性	一般に危険性は少ないが激しい運動や重労働時には発生する危険性がある。

※(28~31°C)及び(25~28°C)については、それぞれ28°C以上31°C未満、25°C以上28°C未満を示します。
日本気象学会「日常生活における熱中症予防指針Ver.3」(2013)より

環境省熱中症予防情報サイト イメージ



一部コンテンツは英語にも対応

暑さ対策のイベント等の告知

全国840地点の暑さ指数(WBGT)の実況値・予測値を提供

色のバリアフリーに配慮し、文字色と背景色の組合せやコントラストを改善

実況値・予測値をCSV形式のデータファイルで提供

個人向けメール配信サービス

携帯電話



携帯電話用QRコード

今後の暑さ指数
南大東(沖縄)

7月18日14時現在

今日(7/18)

15時	危険	31°C
18時	嚴重警戒	28°C
21時	警戒	26°C
24時	警戒	26°C

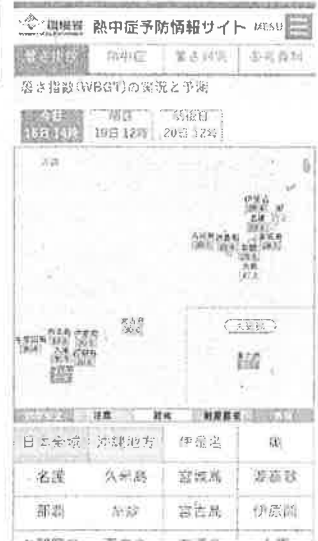
明日(7/19)

3時	警戒	25°C
6時	警戒	25°C
9時	嚴重警戒	29°C
12時	嚴重警戒	30°C
15時	嚴重警戒	30°C
18時	嚴重警戒	28°C

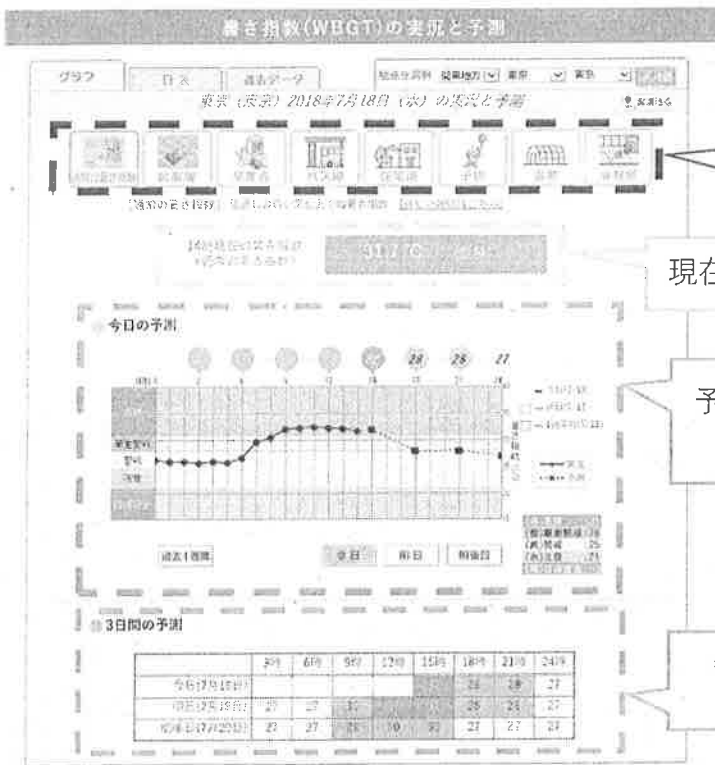
スマートフォン



スマートフォン用QRコード



各地点の暑さ指数 (WBGT) の提供



様々な生活の場の暑さ指数 (WBGT) を参考値として提供

現在の暑さ指数 (WBGT)

予測値・実況値のグラフ (重ね合わせも可能)

暑さ指数 (WBGT) の予測値

メール配信サービス

```

*-----*
* 熱中症予防情報 (予測値)
*-----*

*****
* 自動通知メール 東京 (東京)
*****
2018/07/20 06時の暑さ指数予測

暑さ指数が28を超える情報があります。

7/20
9時 28 *
12時 29 *
15時 29 *
18時 27
21時 25
24時 24

7/21
3時 24
6時 25
9時 29 *
12時 30 *
15時 30 *
18時 28 *
21時 27
24時 26

7/22
3時 25
6時 26
9時 30 *
12時 31 *
15時 31 *
18時 28 *
    
```

全国約840地点から、5地点まで選択可能

配信を行う暑さ指数のレベルを5段階 (危険・嚴重警戒・警戒・注意・ほぼ安全)の中から選択

- ・ 予測値：当日、翌日、翌々日 (深夜0時まで) の3時間毎の予測値を1日1回配信。受信する時間を6時から20時までの30分間隔で指定可能。
- ・ 実況値：現在の暑さ指数を1時間に1回または1日に1回 (選択した指数を最初に超えた時間) 配信。

送出人 熱中症予防情報メール

件名 熱中症速報情報 (実況値) (2018/05/23 13時)

宛先 東京都庁 × 1-1-1, 東京都庁 東京都庁

* 熱中症予報情報 (実況値)

* 自動通知メール 石垣島 (中縄)

2018/05/23 13時の暑さ指数

暑さ指数が31を超える情報があります。

18時 26.9
21時 26.9
30時 28.7
48時 26.6
58時 25.8
68時 25.9
78時 26.6
88時 28.2
98時 29.6
108時 30.6
118時 29.2
128時 30.8
138時 31.2 *

※利用者情報の変更・解除はコチラ
<https://www.city.yokohama.lg.jp/...>

尚、本メールへのご返信はできませんので、ご了承ください。

熱中症予防情報メール

暑さ指数（WBGT）予測値等電子情報提供サービス

場所	日付	WBGT
1	2018/07/01	13.5
2	2018/07/02	13.5
3	2018/07/03	13.5
4	2018/07/04	13.5
5	2018/07/05	13.5
6	2018/07/06	13.5
7	2018/07/07	13.5
8	2018/07/08	13.5
9	2018/07/09	13.5
10	2018/07/10	13.5
11	2018/07/11	13.5
12	2018/07/12	13.5
13	2018/07/13	13.5
14	2018/07/14	13.5
15	2018/07/15	13.5
16	2018/07/16	13.5
17	2018/07/17	13.5
18	2018/07/18	13.5
19	2018/07/19	13.5
20	2018/07/20	13.5
21	2018/07/21	13.5
22	2018/07/22	13.5
23	2018/07/23	13.5
24	2018/07/24	13.5
25	2018/07/25	13.5
26	2018/07/26	13.5
27	2018/07/27	13.5
28	2018/07/28	13.5
29	2018/07/29	13.5
30	2018/07/30	13.5
31	2018/07/31	13.5

暑さ指数(WBGT)の予測値及び実況値をCSV形式のファイルでダウンロード可能

普及啓発資料等

平成30年度に夏季のイベントにおける熱中症対策ガイドラインを改訂

熱中症対策に関する普及啓発資料等をダウンロードして自由に使用可能

リーフレット

熱中症～ご存じですか？予防・対処法～

資料ダウンロード [PDF 2.4MB] - 2018年3月作成 -



熱中症の症状、予防法、対処法等について、分かりやすくまとめたリーフレットです。予防・対処法のページは、そのほか掲載いただくことも可能です。

熱中症～思い当たることはありませんか？～

資料ダウンロード [PDF 1.6MB] - 2018年3月作成 -



主に高齢者を対象とし、日常生活における注意喚起や予防法についてまとめたリーフレットです。

Summer in Japan is hot and humid/日本の熱中症

Download/資料ダウンロード [PDF 1.5MB] - 2017年3月作成 -



The leaflet conveys information regarding heat illness in Japan targeting people visiting Japan from overseas.

このリーフレットは、外国から訪日を訪れる人を対象として、日本の熱中症についてまとめたリーフレットです。

マニュアル・ガイドライン

熱中症環境保健マニュアル

資料ダウンロード [PDF] - 2013年3月改訂 -



環境省が作成し、公表している熱中症にかかわる方々向けの環境保健マニュアル。「熱中症とは何か」「熱中症を防ぐために」「熱中症のあり方」等について紹介しています。

夏季のイベントにおける熱中症対策ガイドライン

資料ダウンロード [PDF] - 2018年3月発行 -



このガイドラインは、イベントの主催者や関係者等に向けて書かれたものです。暑い時期に開催されるイベントで熱中症患者の発生をできる限り防ぐため、参考となるデータや対策などを取りまとめています。本ガイドラインは「熱中症環境保健マニュアル」と併せて活用してください。

暑さ対策

- まちなかの暑さ対策ガイドライン（2018.3 改訂）
- まちなかを涼しくしよう！（2018.3 改訂）



※暑さ対策のページに掲載
(<http://www.wbgt.env.go.jp/heatenv.php>)

学安第361号
令和元(2019)年7月2日

各県立学校長 様

学校安全課長

熱中症事故の防止について

このことについて、別添写しのとおり文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課から通知がありましたので、送付いたします。

熱中症事故防止については、令和元(2019)年5月28日付け学安第244号により依頼しているところですが、改めて、貴職下職員へ周知するとともに、熱中症のリスクの高い環境で活動を行う際には、環境省熱中症予防情報サイト等を適宜活用したり、暑さ指数(WBGT:湿球黒球温度)等を測定し、「熱中症予防のための運動指針」(公財)日本スポーツ協会)等を参考に運動等の実施を判断したりするなど、熱中症事故防止のための適切な措置を講ずるようお願いいたします。

(参考)

環境省熱中症予防情報サイト <http://www.wbgt.env.go.jp/>

(印刷して利用できる普及啓発資料の他、熱中症対策の情報が充実しています。)



熱中症予防運動指針

http://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data0/publish/pdf/guidebook_introduction.pdf



学校安全課学校安全担当

担当：藤田

TEL 028-623-2964

FAX 028-623-2956



事務連絡
令和元年6月27日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国公立大学法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
各国公私立高等専門学校担当課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
専修学校を置く各国立大学法人担当課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課

御中

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課

熱中症事故の防止について

熱中症事故の防止については、「熱中症事故の防止について」（令和元年5月24日付け元文科教第72号）により周知しているところですが、政府においては、7月1日から8月31日を「熱中症予防強化月間」と設定し、熱中症の発生を大幅に減らすよう熱中症予防の取組を推進することとしています。

熱中症は、気温・湿度などの環境条件に配慮した運動の実践や、こまめに水分や塩分を補給し休憩を取ること、児童生徒等への健康観察など健康管理を徹底することによって防止できます。関係の皆様においては、「熱中症予防強化月間」の趣旨を踏まえて、熱中症予防のための万全の対策を行うとともに、熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期に水分・塩分補給、身体の冷却、病院への搬送等、適切な応急手当等をお願いします。

また、独立行政法人日本スポーツ振興センターでは、熱中症予防について啓発パンフレット、DVD、児童生徒等への指導教材や教室や廊下などの掲示に使用できる教材カードなどを作成し、ホームページに掲載しています。さらに、環境省においては、熱中症予防情報サイトにおいて「熱中症環境保健マニュアル2018」

や「夏季のイベントにおける熱中症対策ガイドライン 2019」等の熱中症対策普及啓発資料を提供しているほか、熱中症の予防に有効な暑さ指数（WBGT）のメール配信なども行っています。各学校等におかれては、本資料等を広く活用され、熱中症の予防に努められますようお願いいたします。

各都道府県・指定都市教育委員会におかれては、所管の学校（専修学校を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対し、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の学校法人及び学校に対し、各国公立大学担当課におかれては、所管の附属学校に対し、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄の学校設置会社及び学校に対し、厚生労働省の専修学校主管課におかれては、所管の専修学校に対し、各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては、域内の市区町村認定こども園主管課及び所轄の認定こども園に対して、周知されるようお願いいたします。

〔参考資料〕

- 独立行政法人日本スポーツ振興センター
 - ・ 「熱中症を予防しようー知って防ごう熱中症ー」（パンフレット）
 - ・ 「熱中症を予防しようー知って防ごう熱中症ー」（DVD）
 - ・ 「学校屋外プールにおける熱中症対策」（パンフレット）
 - ・ 「熱中症対応フロー」（ポスター）
https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/bousi_kenkyu/tabid/1905/Default.aspx
 - ・ 「教材カード」※毎年 5 月と 7 月のテーマは熱中症
「https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/card/tabid/519/Default.aspx」
- 環境省
 - ・ 熱中症予防情報サイト <http://www.wbgt.env.go.jp/>
(印刷して利用できる普及啓発資料の他、熱中症対策の情報が充実しています。)
 - ・ 「熱中症環境保健マニュアル 2018」（平成 30 年 3 月改訂 環境省）
http://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_manual.php

【本件担当】
文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室 学校安全係
電話：03-5253-4111(内線 2917)
E-mail: anzen@mext.go.jp

平成30(2018)年7月25日

各県立学校長 様

学校安全課長

落雷事故の防止について（依頼）

このことについて、別添写しのとおり文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長から依頼がありましたので、送付いたします。

つきましては、貴職下職員へ周知するとともに、「学校危機管理マニュアル作成の手引」（文部科学省 平成30年2月初版）等を参考にしながら、各学校における雷への対応に関する危機管理マニュアルについて確認するなど、落雷事故防止のための適切な措置を講ずるよう願います。

（参考）

気象庁「レーダー・ナウキャスト（降水・雷・竜巻）」

<https://www.jma.go.jp/jp/radnowc/index.html?areaCode=000&contentType=1>



学校安全課学校安全担当

担当：神宮司

TEL 028-623-2964

FAX 028-623-2956



30 初健食第 15 号
平成 30 年 7 月 20 日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課長
各都道府県私立学校主管課長
各国公私立大学担当課長
各公私立短期大学担当課長
各国公私立高等専門学校事務局長
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課長
大学を設置する各学校設置会社担当課長
各都道府県専修学校各種学校主管課長
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課長
附属学校及び専修学校を置く各国公立大学法人担当課長
厚生労働省医政局医療経営支援課長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課長

殿

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長
三 谷 卓



(印影)

落雷事故の防止について（依頼）

落雷事故の防止については、これまでも各学校において適切に御対応いただいているところですが、落雷事故は年間を通じて発生する可能性があり、これまでも校舎外での学校行事実施中等の学校の管理下において落雷事故が発生している状況（別添参照）にあることから、「学校の危機管理マニュアル作成の手引」（文部科学省 平成 30 年 2 月初版）及び学校防災のための参考資料「『生きる力』を育む防災教育の展開」（文部科学省 平成 25 年 3 月改訂）等の資料を参照いただくほか、下記の点に留意し、落雷事故防止のための適切な措置を講ずるようお願いいたします。

記

- 1 屋外での体育活動をはじめとする教育活動においては、指導者は、落雷の危険性を認識し、事前に天気予報を確認するとともに、天候の急変などの場合にはためらうことなく計画の変更・中止等の適切な措置を講ずること。
- 2 落雷に対する安全対策に関する科学的知見（日本大気電気学会編「雷から身を守るには－安全対策 Q & A－改訂版」（平成 13 年 5 月 1 日発行））によれば、厚い

黒雲が頭上に広がった際には、雷雲の接近を意識する必要があること。雷鳴はかすかでも危険信号であり、雷鳴が聞こえるときは、落雷を受ける危険性があるため、すぐに安全な場所（鉄筋コンクリートの建物、自動車、バス、列車等の内部）に避難する必要があること。また、人体は同じ高さの金属像と同様に落雷を誘因するものであり、たとえ身体に付けた金属を外したり、ゴム長靴やレインコート等の絶縁物を身に着けていても、落雷を阻止する効果はないこと。

また、気象庁ホームページにおいて、「雷注意報」の発表状況や、実際にどこで雷発生の可能性が高まる予測となっているのかを地図上で確認できる「雷ナウキャスト」 (<https://www.jma.go.jp/jp/radnowc/index.html?areaCode=000&contentType=1><https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/toppuu/thunder2-1.html>) などの情報が掲載されていますので、これらの情報も御活用ください。

なお、各都道府県教育委員会学校安全主管課にあつては、域内の市区町村教育委員会及び所管の学校に対して、各都道府県私立学校主管課にあつては、所轄の私立学校に対して、都道府県専修学校各種学校主管課及び都道府県教育委員会専修学校各種主管課にあつては、所管又は所轄の専修学校及び各種学校に対して、附属学校及び専修学校を置く各国公立大学法人担当課にあつては、管下の附属学校及び専修学校に対して、厚生労働省の専修学校主管課にあつては、所管の専修学校に対して、都道府県認定こども園主管課においては、域内の市区町村認定こども園主管課及び所轄のこども園に対しても周知いただくようお願いいたします。

【参考資料】

- 学校の危機管理マニュアル作成の手引（平成30年2月初版 文部科学省）
- 「生きる力」を育む防災教育の展開（平成25年3月改訂 文部科学省）
- 小学校教職員用研修資料（DVD）「子どもを事件・事故災害から守るためにできることは」（平成21年3月 文部科学省）
- 中学校・高等学校教職員用研修資料（DVD）「生徒を事件・事故災害から守るためにできることは」（平成22年3月 文部科学省）
- 小学生用（低学年・高学年）防災教育教材（CD）「災害から命を守るために」（平成20年3月 文部科学省）
- 中学生用防災教育教材（DVD）「災害から命を守るために ～防災教育教材（中学生用）～」（平成21年3月 文部科学省）
- 高校生用防災教育教材（DVD）「災害から命を守るために ～防災教育教材（高校生用）～」（平成22年3月 文部科学省）
- 「雷から身を守るには－安全対策Q&A－改訂版」（平成13年5月 日本大気電気学会）
- 防災啓発ビデオ「急な大雨・雷・竜巻から身を守ろう！」（平成25年4月 気象庁）

（本件連絡先）

文部科学省初等中等教育局
健康教育・食育課学校安全係
TEL 03-5253-4111(内線 2917)

小・中・高等学校の学校管理下で近年発生した落雷による死亡・障害事故

[26年度給付]

○被災生徒：高等学校2年生男子

死亡障害種：電撃死

〈体育的部活動：野球〉

練習試合を実施していた。午後の開始早々に雨が降り、約20分後、雨も上がり雲も切れてきて青空も見えてきたので、公式審判員と両校の監督とで、試合を続投することになった。マウンドに本生徒が立ち、ボールを投げ、キャッチャーから返球されたその時、突然雷が本生徒の頭に落ち倒れた。救急車の手配、心臓マッサージ、AED等の救急処置を続け、その後ドクターヘリで病院に搬送され、措置を受けたが同日死亡した。

※「学校事故事例検索データベース」(独立行政法人日本スポーツ振興センター)より

[18年度給付]

○被災生徒：高等学校2年生男子

死亡障害種：下肢切断・機能障害

〈学校行事：運動会・体育祭〉

体育祭の午後からの応援合戦中、本生徒がスタンドで応援していた際、近くで落雷があった瞬間、足から下半身にしびれが走った。

※「学校事故事例検索データベース」(独立行政法人日本スポーツ振興センター)より

[15年度給付]

○被災児童：小学校4年生男子

死亡障害種：電撃死

〈登下校中：下校中(徒歩)〉

雨が降り、遠雷の音が聞こえていたが、本児童が下校を始めた午後2時頃は雨も降っておらず雷の音も聞こえていなかった。その後、また雷の音が聞こえ始めた。本児童は1人で下校中、雷が鳴り出したので、とっさに雷を避けようと農道に入り、持っていた金属製の水筒に落雷し、倒れたものと思われる。後ろから下校していた他の児童が助けを求め、救急車で病院へ搬送されたが死亡した。

※「学校の管理下の死亡・障害事例と事故防止の留意点(平成16年版)」に掲載

学安第 778-1 号
令和元(2019)年12月5日

各県立学校長 様

教育長

冬山登山の事故防止について(通知)

このことについて、別添のとおり令和元年12月2日付け元ス庁第447号にてスポーツ庁次長から通知がありました。

登山の事故防止に向けては、平成29年3月の那須雪崩事故以降、貴校においても安全対策等について一層配慮いただいているところですが、冬山登山については、本県においては従来から禁止としており、スポーツ庁が教育的観点から実施の可否を各都道府県の判断に委ねている雪上活動についても、昨年度策定した「登山計画作成のためのガイドライン(以下「ガイドライン」という。)」において禁止としていますので、遵守してください。

なお、冬季においても積雪期の状態にない山での登山(以下「冬季における登山」という。)は実施を認めていますが、実施可能な山及び山行ルートはガイドラインに基づき別途定めていますので注意してください。また、冬季における登山を実施する場合でも、ガイドライン及び県教育委員会が承認した登山計画の内容を遵守するとともに、生徒の健康管理に十分留意するなど、事故防止に万全を期すようお願いいたします。

学校安全課学校安全担当

TEL 028-623-2966

FAX 028-623-2956

担当 廣川

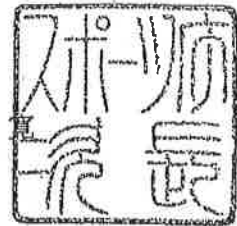


元ス庁第447号
令和元年12月2日

各都道府県知事
各指定都市市長
各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各国公立大学長
附属学校を置く各公立大学法人の理事長
各国公立高等専門学校長
構造改革特別区域法第12条1項の
認定を受けた各地方公共団体の長
公益社団法人日本山岳・
スポーツクライミング協会会長
公益財団法人全国高等学校体育連盟会長

殿

スポーツ庁次長
瀧本



(印影印刷)

冬山登山の事故防止について（通知）

登山事故の防止については、例年関係方面の御協力をいただいているところですが、近年、冬山登山者が年々増加している中、冬山における山岳遭難者数は増加傾向にあります。さらに、火山には、噴気や火山ガスが発生している危険な場所があり、登山する山が火山の場合には、気象庁や各都道府県等が発表している最新の情報を入手し、十分に注意する必要があります。

スポーツ庁においても、過去の遭難事件事例及びその発生原因、スポーツ事故・外傷・障害の防止に関する知識等の理解を深めるため、登山部顧問などのスポーツ指導者等を対象としたスポーツ施設等安全管理講習会（登山部顧問等安全登山講習会）や、独立行政法人日本スポーツ振興センター国立登山研修所の主催による安全登山指導者研修会等、冬山登山の事故防止に係る施策の一層の充実に努めてまいりますが、貴職におかれましては、別紙1「冬山登山の警告」及び別紙2「冬山登山の事故防止について」（平成29年12月1日付け通知）を関係機関・団体及び関係者に周知するとともに、関係機関・団体及び関係者との密接な協力の下、全ての登山者及び登山関係者の冬山登山における事故防止に万全を期されるよう御配慮願います。

なお、高校生（中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部を含む。）及び高等専門学校第1学年から第3学年までに属する生徒（以下「高校生等」という。）の冬山登山については、昨年度、別紙2のとおり、原則として行わないよう、適切な対応をお願いしております。貴職におかれましては、別紙2を踏まえ、引き続き適切な対応をお願いします。

都道府県知事におかれましては、所管の関係部局・機関・団体及び高等学校（中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部を含む。以下「高等学校等」という。）並びに域内の指定都市を除く市区町村に対して、指定都市市長におかれましては、所管の関係部局・機関・団体に対して、都道府県・指定都市教育委員会教育長におかれましては、所管の関係部局・機関・団体及び高等学校等並びに域内の指定都市を除く市区町村教育委員会に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれましては、域内の学校設置会社及び当該会社が設置した高等学校等に

対して周知願います。

また、公益社団法人日本山岳・スポーツライミング協会及び公益財団法人全国高等学校体育連盟におかれては、各都道府県加盟団体等に周知するとともに、当該団体等において事故防止に係る積極的な取組が行われるよう御協力願います。

(本件担当)

【一般の登山に関すること】

スポーツ庁健康スポーツ課

電話 03-5253-4111 (内線 3939)

【運動部活動に関すること】

スポーツ庁政策課学校体育室

電話 03-5253-4111 (内線 3777)

冬山登山の警告文

冬山の三大リスクに備えましょう

「吹雪」「滑落」「雪崩」に注意

令和元年11月

山岳遭難対策中央協議会

近年ではバックカントリースキーやアイスクライミング、スノーシューハイク等、冬山の楽しみ方も増え、四季を通して山は賑わいを見せるようになりました。

その一方で、毎年冬山では悲しい遭難事故が起こっています。冬山登山はレジャーの延長線上にはありません。冬山に潜むリスクを認識して、そのリスクを回避する方法を身に付けた上で入山してください。

「吹雪」：視界を奪い方向感覚を狂わせるだけでなく体力や気力も奪います。

「滑落」：固く凍った雪の斜面は死の滑り台になることがあります。

「雪崩」：簡単に人を飲み込み押し流してしまいます。

雪に覆われた厳しい冬山で安全に登山を楽しむために、次のことに留意してください。

○吹雪から身を守る装備を持ちましょう

寒冷に耐えることができるウェアを着用し、ツェルトや火器等のビバーク装備も携行しましょう。視界不良時には地形図、コンパス、GPSが頼りになります。スマートフォン用の登山地図アプリも現在地を知るためには有効です。また、引き返すことを想定し旗竿やカラーテープ等で目印を付けながら歩くことも大事です。

○ちょっとした転倒が大きな滑落事故につながります

急斜面では転倒した次の瞬間にはどんどん加速して、止めることができないスピードになってしまいます。歩行に少しでも不安がある場所ではロープを利用しましょう。

○雪崩を警戒しましょう

雪の斜面では常に雪崩を警戒しましょう。豊富な知識と経験があっても雪崩を完全に予測することは困難です。

装備を揃えて使い方をマスターするだけでなく、積雪を観察し、地形を読んで、慎重に行動しましょう。たとえ好天時でも油断しないで冬山に入ってください。



* 高校生等の冬山登山は原則禁止です。詳細は、「高校生等の冬山登山の事故防止のための方策について（平成29年11月28日/高校生等の冬山・春山登山の事故防止のための有識者会議）」をご覧ください。

【山岳遭難対策中央協議会構成省庁・団体】（太字は「幹事会」構成省庁・団体）

内閣官房 警察庁 環境省 気象庁 消防庁 林野庁 総務省 防衛省 スポーツ庁
 (独)日本スポーツ振興センター (株)NTT (株)JR東日本 (公財)日本スポーツ協会
 (公社)日本山岳・スポーツクライミング協会 群馬県 山梨県 静岡県 富山県 長野県

山岳遭難が多発しています!!

もう一度点検 計画と対応力

冬の自然は厳しく、急変します。冬山経験豊富な信頼できるリーダーと、事故に対応できる力を持ったパーティーであることが必要です。

- 1 登山計画書はパーティー全員でよく検討し、作成しましたか。
- 2 エスケープルート（万一の時の逃げ道）は考えていますか。
- 3 最新の気象情報を確認していますか。（携帯電話、ラジオ等）
- 4 応急処置のための知識と医薬品・器具は整えましたか。
- 5 雪崩に対する知識・心構えと装備は整えましたか。（雪崩ビーコンなど）
- 6 緊急時の連絡手段は準備しましたか。（無線機、携帯電話などの予備バッテリーも忘れずに！）
- 7 山岳保険の加入は済みましたか。
- 8 事故多発！登山予定の山で発生した過去の事故を確認しましたか。
- 9 条例等で入山が規制されている地域でないか確認しましたか。

登山計画書はあなたを守る命綱

【登山計画書の提出】

- 安全登山のための自己点検の機会となります。
- 山岳遭難の発生を警察が認知できた段階で、遭難した山域を早期に特定することが可能となり、捜索救助活動が迅速かつ合理的に行われます。
- 捜索救助活動にかかる膨大な社会的及び個人的負担を軽減させることができます。
- 家族や関係者を安心させることができます。

【提出先】

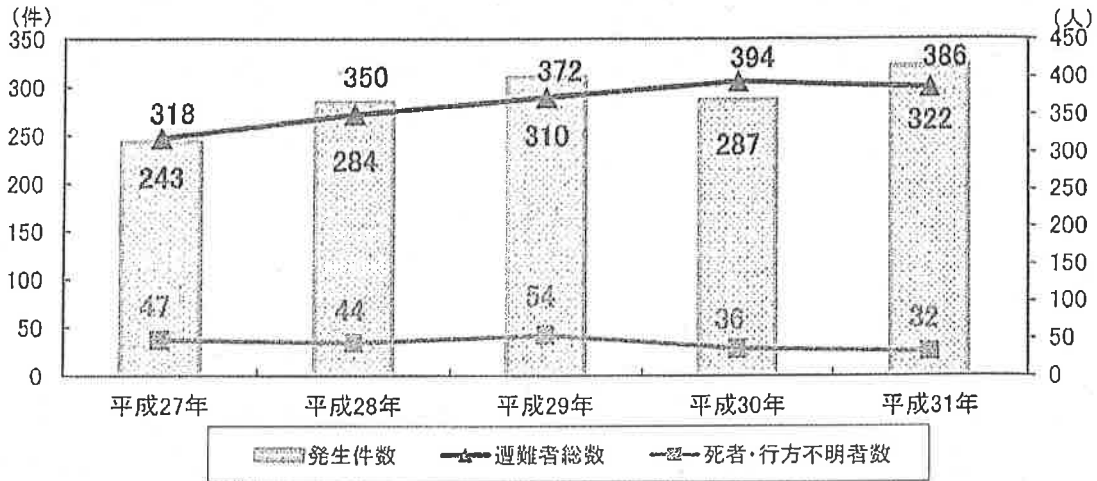
- 知事等（登山計画書の提出が条例で義務化されている場合）
- 家庭、クラブ（山岳会）、職場、学校など
- インターネットの登山計画サイト（山と自然のネットワーク「コンパス」など）
- 山域の登山指導センターや案内所、登山口の登山届ポストなど
- 山域を管轄する警察本部または警察署など
（インターネットを使って届出ができる警察本部等もあります。）

これまでも登山計画書を提出したことにより、早期に救助できたという事例が数多くあります。登山計画書を提出することは、あなたを守る命綱であると考えて必ず実行しましょう。また、登山計画書の提出先には、下山の報告を忘れずにしてください。

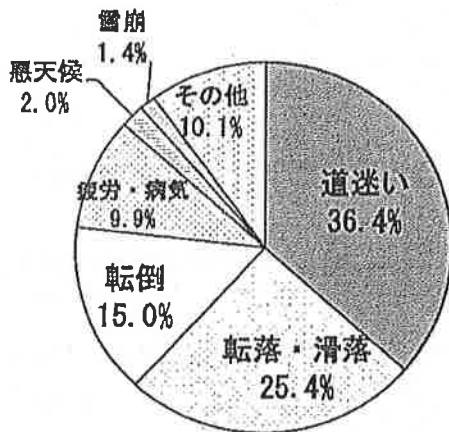
冬山における山岳遭難発生概要

過去5年間に於ける山岳遭難発生状況

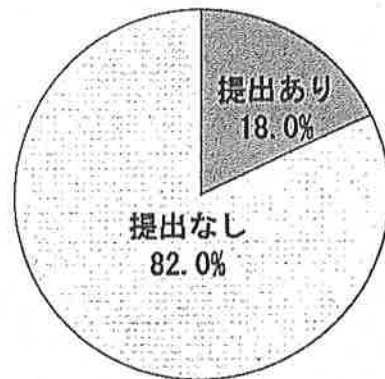
※平成31年の数値は暫定値
 ※この頁に於ける「冬山」とは、12月～2月をいう。
 例：平成31年⇒平成30年12月～平成31年2月



【過去5年間の遭難態様の状況】



【過去5年間に遭難したパーティーの登山計画書提出状況】



道迷い、転落・滑落、転倒に注意しましょう！

◎ バックカントリースキーによる遭難が多発！

近年、警告表示等に従わずコースを外れたスキーヤーやスノーボーダーが、スキー場管理地以外の雪山において遭難するケースが多発しています。このようないわゆるバックカントリースキーは、冬山登山と同様の知識・技能・装備が必要です。安易な行動は厳に慎んでください。

最新の気象状況把握が冬山登山の命綱

～大雪、なだれ、急激な気象変化などに細心の注意を～

冬山の天気は、平地とは比較にならないくらい急激に変化し、悪天が数日継続することも少なくありません。特に低気圧が通過し、その後、強い冬型の気圧配置になる場合、暴風や吹雪、短時間での大雪、なだれ、急激な気温低下により命を奪われるような遭難につながるおそれがあります。登山の数日前から、最新の気象情報で天気や雪の状況などを確認し、ゆとりある計画を立てることが必要です。さらに、登山中も常に最新の気象情報を利用し、気象の急変等に備えた適切な判断が何より重要と強く認識してください。

気象情報の入手先

常に最新の気象情報を利用することが大切です。ラジオやテレビの他、インターネットや携帯端末を利用した情報の入手も可能です。

(公社)日本山岳・スポーツライミング協会のホームページに、以下の入手先等をまとめていますので、御利用ください。

<https://www.jma-sangaku.or.jp/sangaku/?ca=39>

□気象庁ホームページ

警報・注意報、危険度分布、天気予報の他、地上・高層天気図、気象衛星、アメダス、気象レーダー、ウィンドプロファイラ（上空の風）等の様々な情報を確認することができます。
<https://www.jma.go.jp/jma/index.html>



気象庁ホームページ

□国土交通省防災情報提供センターホームページ

国土交通省防災情報提供センターホームページでは、河川、道路、気象等の各種防災に関する情報を見ることができます。

<http://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/>

また、その一部を携帯端末向けホームページで見ることができます。

<http://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/i-index.html>



防災情報提供センター
携帯端末向けホームページ (Top)

□民間気象会社等のサービス

民間気象会社等では、特定の山を対象に気象情報提供サービスを行っているところがあります。

(詳細は、各民間気象会社等にお尋ねください。)

※火山情報にも注意

火山には、噴気や火山ガスが発生している危険な場所があります。登山する山が火山の場合は、火山にどのような危険があるのかを確認して、登山計画を立てましょう。

気象庁や地元自治体が発表している最新の情報を入手し、十分注意して登山してください。気象庁では、「噴火警報」や「火山の状況に関する解説情報」などを火山ごとに整理した「火山登山者向けの情報提供ページ」（下記URL）を公開していますので登山前には、必ずご確認ください。

https://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/STOCK/activity_info/map_0.html

また、噴火の発生事実を迅速に発表する「噴火速報」はラジオやテレビ、携帯端末のアプリ等で知ることが出来ます。火山の噴火に気づいた時、噴火速報が発表された時は直ちに身の安全を図りましょう。

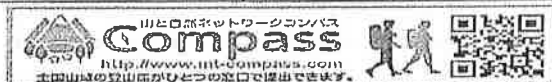
(噴火速報の説明：https://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/STOCK/kaisetsu/funkasokuho/funkasokuho_toha.html)



火山登山者向けの
情報提供ページ

主な山岳地の登山についての問い合わせ

山 岳	気 象 情 報		山 岳 情 報	
主な山域の冬山情報	各地域の情報は地方気象台にお問い合わせ下さい。 http://www.jma.go.jp/jma/index.html		警察庁生活安全局生活安全企画課 (03)3581-0141 https://www.npa.go.jp/publications/statistics/safetylife/sounan.html	
北海道全山域			北海道警察本部地域企画課 (011)251-0110 http://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/info/chiiki/sangaku/sangaku-top.html	
利尻山系 大雪山系 十勝連峰	稚内地方気象台	(0162)23-2678	北海道警察 旭川方面本部地域課 (0166)35-0110 http://www.asahikawa-honbu.police.pref.hokkaido.lg.jp/kakuka/400_chiiki/401_anzenzoanrere.html	
	旭川地方気象台	(0166)32-6368		
八甲田山系	青森地方気象台	(017)741-7411	青森県警察本部地域課 (017)723-4211 https://www.police.pref.aomori.jp/seianbu/chiiki/sangakusouanansuinansetugai.html	
八 幡 平	盛岡地方気象台	(019)622-7868	岩手県警察本部地域課 (019)653-0110 http://www2.pref.iwate.jp/hp0802/oshirase/chiiki/sangaku/sangakusouanans.pdf	
	秋田地方気象台	(018)823-8291	秋田県警察本部地域課 (018)863-1111 http://www.police.pref.akita.jp/kenkei/index.html	
鳥 海 山 系	山形地方気象台	(023)622-2262	山形県警察本部地域課 (023)626-0110 http://www.pref.yamagata.jp/ou/keisatsu/800020/tozan-todoke.html	
	秋田地方気象台	(018)823-8291	秋田県警察本部地域課 (018)863-1111 http://www.police.pref.akita.jp/kenkei/index.html	
蔵 王 山 系	仙台管区気象台	(022)297-8104	宮城県警察本部地域課 (022)221-7171 http://www.police.pref.miyagi.jp/hp/tiikisitu/tiiki/sangakuivouhou/indexsangakuivouhou.html	
	山形地方気象台	(023)622-2262	山形県警察本部地域課 (023)626-0110 http://www.pref.yamagata.jp/ou/keisatsu/800020/tozan-todoke.html	
飯 豊 連 峰	山形地方気象台	(023)622-2262	山形県警察本部地域課 (023)626-0110 http://www.pref.yamagata.jp/ou/keisatsu/800020/tozan-todoke.html	
	新潟地方気象台	(025)281-5871	新潟県警察本部地域課 (025)285-0110 http://www.police.pref.niigata.jp/osirase/anzen_ansin/mizuyamaisatupaijiko/sangaku/index.html	
巻 機 山 連 峰	新潟地方気象台	(025)281-5871	新潟県警察本部地域課 (025)285-0110 http://www.police.pref.niigata.jp/osirase/anzen_ansin/mizuyamaisatupaijiko/sangaku/index.html	
	前橋地方気象台	(027)231-2237		
苗 塚 山	長野地方気象台	(026)232-2034	群馬県警察本部地域課 (027)243-0110 https://www.police.pref.gunma.jp/subindex/tozan.html	
	新潟地方気象台	(025)281-5871		
谷 川 岳	前橋地方気象台	(027)231-2237		
	長野地方気象台	(026)232-2034		
草 津 白 根 山	新潟地方気象台	(025)281-5871		
	前橋地方気象台	(027)231-2237		
丹 沢 山 系	横浜地方気象台	(045)621-1991	神奈川県警察本部地域総務課 (045)211-1212 https://www.police.pref.kanagawa.jp/mes/mesg0004.htm	
	熊谷地方気象台	(048)521-0058	埼玉県警察本部地域総務課 (048)832-0110 https://www.police.pref.saitama.lg.jp/kurashi/sangaku-suinan/index.html	
奥 秩 父 山 系	長野地方気象台	(026)232-2034	長野県警察本部山岳安全対策課 (026)235-3611(直通) http://www.pref.nagano.lg.jp/police/sangaku/	
	甲府地方気象台	(055)222-2347	山梨県警察本部地域課 (055)221-0110 http://www.pref.yamanashi.jp/police/sangaku/index.html	
富 士 山	甲府地方気象台	(055)222-2347	山梨県警察本部地域課 (055)221-0110 http://www.pref.yamanashi.jp/police/sangaku/index.html	
	静岡地方気象台	(054)286-3411	静岡県警察本部地域課 (054)271-0110 http://www.pref.shizuoka.jp/police/kurashi/sangaku/index.html	
中央アルプス 南アルプス 八ヶ岳	長野地方気象台	(026)232-2034	長野県警察本部山岳安全対策課 (026)235-3611(直通) http://www.pref.nagano.lg.jp/police/sangaku/	
	甲府地方気象台	(055)222-2347	山梨県警察本部地域課 (055)221-0110 http://www.pref.yamanashi.jp/police/sangaku/index.html	
北アルプス	静岡地方気象台	(054)286-3411	静岡県警察本部地域課 (054)271-0110 http://www.pref.shizuoka.jp/police/kurashi/sangaku/index.html	
	長野地方気象台	(026)232-2034	長野県警察本部山岳安全対策課 (026)235-3611(直通) http://www.pref.nagano.lg.jp/police/sangaku/	
大 山	富山地方気象台	(076)432-2311	富山県警察本部山岳安全課 (076)441-2211 http://police.pref.toyama.jp/cms_cat/polic/108020/	
	岐阜地方気象台	(058)271-4107	岐阜県警察本部地域課 (058)271-2424 http://www.pref.gifu.lg.jp/police/kurashi-anzen/chiiki-anzen/sangaku-jouhou/	
大 峰 山 系 台 高 山 系	奈良地方気象台	(0742)22-2555	奈良県警察本部地域課 (0742)23-0110 http://www.police.pref.nara.jp/category/1-1-3-0-0.html	
大 山	鳥取地方気象台	(0857)29-1312	鳥取県警察本部地域課 (0857)23-0110 http://www.pref.tottori.lg.jp/policedaisen/	
石 鎚 山 系	松山地方気象台	(089)941-0012	愛媛県警察本部地域課 (089)934-0110 http://www.police.pref.ehime.jp/chiiki/tozan.htm	
	高知地方気象台	(088)822-8881	高知県警察本部地域課 (088)826-0110 http://www.police.pref.kochi.lg.jp/sections/seian/chiiki/tozan_top.html	
背 振 山 系 多 良 山 系	佐賀地方気象台	(0952)32-7025	佐賀県警察本部地域課 (0952)24-1111 https://www.police.pref.saga.jp/seian/anzen/matidukuri/3538.html	
屋 久 島	鹿児島地方気象台	(099)250-9813	鹿児島県屋久島警察署 (099)46-2110 http://www.pref.kagoshima.jp/ja10/police/shinsei/sonota/sangakuivouhou.html	



冬山装備チェックリスト

登山目的にあった装備を持参しよう。(○は必ず持参のもの。△は状況によって持参のもの。)

品名	品名	品名
○ズボン	○非常食	○ツェルト
○シャツ	○救急用品(各種薬等)	○スノーソー
○防寒衣(セーター・羽毛服)	○テーピングテープ	○コンロ
○アンダーウェア上下	○レスキューシート	○燃料・予備燃料
○防風防水透湿パーカ	○テルモス・水筒	○コッフェル・炊事用具
○防風防水透湿オーバーパンツ	○食器類	○ラジオ
○帽子・防寒帽(目出帽)	○ナイフ	○天気図用紙
○靴下(ソックス)・予備靴下	○ホイッスル	○トランシーバー(予備電池)
○手袋(グローブ)・予備手袋	○ヘッドランプ	○標識布・竹
○オーバーミトン	○予備電池・電球	○修理用具一式
○登山靴	○ローソク	○ザイル(ロープ)
○ロングスパッツ	○ライター・マッチ	○カラビナ
○わかんじぎ	○時計	○スリング各種
○アイゼン	○高度計	△伸縮式ストック
○ピッケル	○コンパス	△ハーネス
○スノーシャベル	○1/25000地形図	△サブザック
○雪崩ビーコン	○ルート図	△テント一式
○携帯ゾンデ棒(プローブ)	○登山計画書	△大型スノーシャベル
○ルックザック	○筆記具	△ランタン
○ゴーグル	○身分証明書	△カメラ
○シュラフ(スリーピングバッグ)	○緊急連絡票	△サングラス
○シュラフカバー	○携帯電話(予備電池)	△油性太字ペン
○マット	○健康保険証	△各種登攀用具
	○ロールペーパー	△GPS
	○タオル・手拭	△携帯トイレ
	○ポリ袋	△ヘルメット
	○装備整理袋	

※この装備リストは冬山の標準的な装備です。対象とする山の難易度、登山方法により必要な装備は変わりますので、事前にパーティーで装備の要否や追加装備の有無をよく検討してください。

忘れない 安全準備と山への感謝

登山計画書(登山届)

年 月 日

御中

目的の山域・山名				入山日		最終下山日		(予備日含む)	
役割	氏名	性別	年齢	住所		緊急連絡先・氏名			
	生年月日			電話(携帯電話)		住所または電話(携帯電話)			

日程	行動予定
(1) /	
(2) /	
(3) /	
(4) /	
(5) /	
荒天・非常時 対策 エスケイプルート	

◎所属している山岳会・サークルについて記入してください。

団体名 _____
 所属 _____ 山岳連盟(協会) 緊急連絡先
 代表者氏名 _____ 氏名 _____
 代表者住所 _____ 住所 _____
 代表者電話 _____ 電話 _____
 代表者携帯電話 _____ 救助体制 ある (名) なし
 搜索費用にあてる保険加入の有無 あり なし 保険会社名 ()

(概念図)

テント(型・人用・張)	
ツェルト(人用・張)	
ロープ(m・本)	
通信機器(台・MHZ)	
食料(日分)	(予備食含む)
非常食(日分)	
燃料(日分)	

(その他連絡事項)

提出先 知事等(登山計画書の提出が条例で義務化されている場合)
家庭、クラブ(山岳会)、職場、学校など
山域の登山指導センターや案内所、登山口の登山届ポストなど
山域を管轄する警察本部または警察署など

注意 登山計画書を提出したところには、必ず下山の報告をすること
 条例に基づく登山届出(提出義務があります)は所定の届出先に提出すること

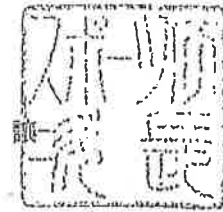
※登山計画書の記入例については、(公社)日本山岳・スポーツクライミング協会のホームページまで
<http://www.ima-sangaku.or.jp/>



29ス庁第459号
平成29年12月1日

各 都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 市 長
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長
各 国 公 私 立 大 学 長
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 長 殿
構造改革特別区域法第12条1項の
認定を受けた各地方公共団体の長
公益社団法人日本山岳・
スポーツライミング協会会長
公益財団法人全国高等学校体育連盟会長

スポーツ庁次長
今 里



(印影印刷)

冬山登山の事故防止について（通知）

登山事故の防止については、例年関係方面の御協力をいただいているところですが、本年3月に栃木県那須町において発生した雪崩に伴い高等学校の生徒7名及び引率教員1名が亡くなるという事故を受けて、スポーツ庁では、本年9月に「高校生等の冬山・春山登山の事故防止のための有識者会議」を設置し、高校生（中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部を含む。）及び高等専門学校第1学年から第3学年までに属する生徒（以下、「高校生等」という。）の冬山登山の事故防止のための方策について、専門的な観点から検討を依頼し、本年11月28日、別紙1のとおり、報告書を取りまとめたいただきました。

本報告書では、冬山登山は遭難事故の発生の可能性がある非常に厳しい環境下で行われる活動であることから、高校生等は、引き続き、原則として冬山登山は禁止とし、例外的に実施する場合には、豊富な知識と経験を有する指導者が必要であることはもとより、計画の事前審査を行うなど万全の安全対策が不可欠であると改めて確認されるとともに、今後の事故防止のための方策について具体的に提案されました。

スポーツ庁としては、本報告書を踏まえ、今後さらに施策の充実に取り組むこととしており、貴職におかれましても、別紙1を参考にしながら、高校生等については、下記のとおり原則として冬山登山は行わないよう、引き続き御指導願います。

また、近年、一般の冬山登山者は年々増加し、冬山における山岳遭難発生件数は増加傾向にあります。さらに、火山には、噴気や火山ガスが発生している危険な場所があり、登山する山が火山の場合には、気象庁や各都道府県等が発表している最新の情報を入手し、十分に注意する必要があります。

については、別紙2「冬山登山の警告」を関係機関・団体及び関係者に周知するとともに、密接な協力の下、この趣旨を登山者に周知徹底され、事故防止に万全を期されるよう御配慮願います。

このことについて、都道府県知事におかれては、所管の関係部局・機関・団体及び高等学校（中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部を含む。）に対して、都道府県・指定都市教育委員会教育長におかれては、所管の関係部局・機関・団体及び高等学校（中

等教育学校後期課程、特別支援学校高等部を含む。)並びに域内の市区町村教育委員会に対して、株式会社立高等学校を認定した地方公共団体の長におかれては、認可した高等学校に対して周知願います。

また、公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会及び公益財団法人全国高等学校体育連盟におかれては、各都道府県加盟団体等に周知するとともに、当該団体等において事故防止に係る積極的な取組が行われるよう御協力願います。

記

1. 高校生等の冬山登山の原則禁止

高校生等については、総合的な登山経験が不足しているだけでなく、厳しい環境での登山における技術、体力、リスクマネジメント能力等が不十分であるため、冬山における安全を確保することは極めて難しいので、原則として冬山登山は行わないこと。

冬山登山とは、主に積雪期における登山とするが、時期に関わらず、気温の変化や降雪・積雪等の気象条件による凍結、吹雪、雪崩等に伴う転滑落、埋没、凍傷、低体温症などにより、避難事故等が発生する可能性のある環境下で行う活動のことをいう。

なお、これには、各都道府県高等学校体育連盟(以下、「都道府県高体連」という。)が主催する登山や登山に関する講習会等を含み、スキー場のコース内におけるスノースポーツ(*)を除く。

(*)スノースポーツとは、スキー、スノーボード、チェアスキーその他の雪上のスポーツや遊びのこと

2. 高校生等が例外的に冬山登山を実施する場合の条件及び留意点等

高校生等の登山の教育的意義の観点から、例外的に冬山登山を実施する場合には、次に掲げる実施するために必要な条件等を整えること。また、実施に当たっては、別紙1の「高校生等の冬山登山の事故防止のための方策について(平成29年11月28日、高校生等の冬山・春山登山の事故防止のための有識者会議)」を踏まえること。

【実施するために必要な条件等】

①適切かつ安全な場所での基礎的な内容にとどめること

活動場所については、冬山登山の獲得目標を踏まえ、そのために適切な場所であるかを十分に複数で検討すること。その上で時期、気象状況、地形、斜度、積雪量、参加生徒と指導者の技量やバックアップ体制の充実程度などから選定すること。また、活動内容は安全登山のための基礎的な内容であり、登頂を目的とはせず、歩行技術(歩き方、ラッセル等)や生活技術(幕営、炊事等)等の習得を目的とする活動とすること

②指導者の条件を整えること

冬山登山の実施に当たっては、必ず複数の指導者の引率体制とし、少なくとも1人(リーダー)は、冬山のような厳しい環境下での登山について豊富な知識と経験を有する者であり、山岳に係る資格を有していることが望ましい。なお、資格に準じるものとしては、国立登山研修所又は各都道府県が主催する研修会の履修とともに、一定の難易度以上の積雪期登山のリーダー経験を有し、継続的に活動していることが望ましい。

また、リーダー以外の引率者においても、登山に係る研修会・講習会に積極的かつ継続的に参加するなど、自ら資質向上に努めること。

③登山計画審査会（仮称）の事前審査を受けること

冬山登山を実施する高等学校（中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部を含む。）及び高等専門学校（以下「高等学校等」という。）又は都道府県高体連等は、事前に登山計画（活動目的、活動場所（山域、ルート）、活動内容、参加生徒等の活動経歴、引率者・指導者の体制と資質、装備内容、荒天時の対策、緊急時の対策等）を作成し、各都道府県において設置する登山計画を審査する組織（登山計画審査会（仮称））の審査を受けるものとする。なお、審査対象としては、都道府県高体連が主催する講習会等も含めること。

各都道府県教育委員会、各都道府県私立学校主管部局及び都道府県高体連は、各機関が連携して地元の登山の専門家など外部有識者を含めた登山計画審査会（仮称）を設け、高等学校等又は都道府県高体連等が実施する冬山登山の登山計画を総合的に審査し、必要に応じて改善を指示すること。なお、これを通じて、登山指導者の育成を図ること。

また、各国公立大学法人附属、市町村立及び株式会社立の高等学校等においては、高校生等が参加する登山計画について、所在する都道府県の教育委員会、私立学校主管部局及び県高体連等と連携するなどして、地元の山岳関係団体や登山専門家の助言を求めること。

④校長及び保護者の了解を得ること

冬山登山の登山計画を作成する者（部活動顧問教員又は都道府県高体連の関係者等）は、適切な獲得目標を設定し、必ず事前に可能性のある行動範囲と行動内容、荒天時の変更案などを盛り込んだ登山計画等を示し、参加する高校生等の校長及び保護者の了解を得ること。

⑤生徒への事前指導等を実施すること

各高等学校等において、登山部の指導者は登山計画の内容、留意すべき点、持ち物等について確認するとともに、考えられるリスク（危険）や対策等についても事前に指導しておくこと。併せて日頃の部活動の中で、冬山登山に必要な基礎的な知識、技術等に加えて、冬山登山の多様なリスクや安全確保についても指導しておくこと。

なお、高等学校等や都道府県高体連以外の団体が主催する高校生等以下が参加する冬山登山についても上記に準じて実施すること。

3. 高校登山部指導者の質の向上等について

高校生等の冬山登山を安全に実施するためには、冬山登山の活動中において部活動顧問教員等の指導者が気象条件等を踏まえて適切に判断することが必要であり、そのためには指導者各々の質の向上に取り組まなければならないことから、登山部を設置する高等学校等の校長、学校の設置者又は各自治体の関係者においては、部活動顧問教員等の指導者の研修機会を確保するとともに、研修会への参加に配慮を行うこと。

（本件担当）

【一般の登山に関すること】

スポーツ庁健康スポーツ課（内線 3939）

【運動部活動・学校行事に関すること】

スポーツ庁政策課学校体育室（内線 3777）

電話 03-5253-4111（代表）

登山アドバイザー派遣事業実施要綱

スポーツ振興課

(目的)

第1条 この要綱は、「登山アドバイザー派遣事業」の実施に必要な事項を定めるものとする。

(内容)

第2条 県立学校が実施する登山活動に、登山アドバイザー（以下、アドバイザー）を派遣し、アドバイザー派遣に係る経費（謝金）をスポーツ振興課が負担する。

(アドバイザーの役割)

第3条 安全登山の実施に向け、生徒の安全確保に資するとともに、引率者に技術や経験の伝達及び実践的な指導を行う。

(アドバイザーの基準)

第4条 アドバイザーとなり得る者は、学校教育活動についての知識と理解に富み、登山保険等に加入していることに加え、以下各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) (独)日本スポーツ振興センター国立登山研修所が主催となるセミナー及び研修会等において講師を務める者、又は過去その経験がある者
- (2) (公財)日本スポーツ協会公認山岳コーチ2の資格保持者
- (3) (公社)日本山岳ガイド協会認定山岳ガイドステージI以上(ステージII)の資格保持者
- (4) (公社)日本山岳ガイド協会認定国際山岳ガイドの資格保持者
- (5) (公社)日本山岳ガイド協会認定登山ガイドステージI以上(ステージII、ステージIII)の資格保持者
- (6) 実際に本事業を活用する山において複数年の登山経験を有し、その山の特徴、危険箇所、山行においての留意事項等の専門的な知識を十分に有している者

(アドバイザーの配置人数)

第5条 原則として1校1行事等につき1名とする。

(アドバイザーの派遣期間)

第6条 登山活動が実施される日数分アドバイザーを派遣するものとする。ただし、公共交通機関等を利用する登山活動を実施しない移動日は、派遣の日数としない。

(活動謝金の支払い)

第7条 スポーツ振興課は、事業活用の報告を受けた後、アドバイザーに謝金を振り込むための事務手続きを行う。

(その他)

第8条 その他必要な事項は、別紙「登山アドバイザー派遣事業実施要領」に定める。

附則

この要綱は、平成30(2018)年5月31日から施行する。

平成31(2019)年4月1日 一部改正

令和2(2020)年3月31日 一部改正

学安第 774 号
平成 30 (2018) 年 12 月 17 日

各県立学校長 様

教育長

冬季における登山の実施を認める山及び山行ルートについて (通知)

「登山計画作成のためのガイドライン(平成 30 (2018) 年 12 月 17 日策定)」において別途指定することとしている、冬季において登山の実施を認める山及び山行ルートについては、別表のとおりとしますので、登山計画の作成に当たって参考とするよう願います。

なお、別表に掲げる山行ルート以外でも、登山計画審査会と協議の上、実施を認める場合もありますので、該当ある場合は予め学校安全課に協議願います。

学校安全課

学校安全担当

TEL 028-623-2964

FAX 028-623-2956

[別表]

冬季における登山の実施を認める山行ルートについて

【県内】

エリア	山名	山行ルート（主要地点）
県央地域 〔宇都宮〕	1 古賀志山	宇都宮森林公園…北登山口入口…富士見峠…古賀志山…御岳…南登山口入口…展望台…宇都宮森林公園
	2 篠井富屋連峰	下篠井登山口…榛名山…男山…本山…飯盛山…高館山…黒戸山…兜山…中徳次郎登山口
県南地域 〔足利、栃木、佐野〕	3 仙人ヶ岳	松田湖畔キャンプ場…赤雪山…仙人が岳…赤雪山…松田湖畔キャンプ場
	4 両崖山	足利高等学校…両崖山…雷電山分岐…雷電山…足利高等学校
	5 両崖山・天狗山・大岩山	常念寺…天狗山…両崖山…大岩山…両崖山…姫織神社
	6 唐沢山	堀米駅…山道入口…見晴小屋…唐沢山神社…京路戸峠…多田駅
	7 妙義山・大小山	阿夫利神社…大岩…妙義山…大小山…見晴台…阿夫利神社
	8 三轟山	東口…青竜ヶ岳…山頂広場…中岳…南口
	9 太平山・晃石山	あじさい坂下…謙信平…太平山神社…太平山…ぐみの木峠…晃石山…清水寺…大中寺…あじさい坂下
県西地域 〔鹿沼〕	10 高鳥屋山	出会いの森総合キャンプ場…男体神社…大沢山…高鳥屋山（八滝神社）…御陵岩…高鳥屋山…出会いの森総合キャンプ場
県東地域 〔益子、大田原〕	11 雨巻山	大川戸…足尾山…御嶽山…猪転げ坂…雨巻山…三登谷山…大川戸
	12 御亭山	田町公園駐車場…岡沢ポッチ…御亭山頂上…岡沢ポッチ…田町公園駐車場

【県外】

エリア	山名	山行ルート（主要地点）
茨城県	1 難台山	岩間…愛宕山…団子石峠…難台山…道祖神峠…吾国山…福原
	2 筑波山	薬王院登山口…道標…男体山御本殿…女体山御本殿…つつじヶ丘駅…ケーブルカー一登山口

3 ガイドライン改訂の経緯

山岳関係団体や全国及び栃木県高等学校体育連盟登山専門部等で構成する登山計画審査会において「登山計画作成のためのガイドライン（平成30(2018)年12月17日策定）」の改訂のための検討等を行った。

検 討 年 月 日	検 討 内 容 等
第1回検討（令和元(2019)年7月9日）	ガイドライン改訂の方針検討
第2回検討（令和元(2019)年9月14日）	各論点の検討（夏山における残雪の通過の可否等）
第3回検討（令和元(2019)年11月30日）	各論点の検討（夏山における残雪の通過の可否等）
第4回検討（令和元(2019)年2月21日）	ガイドライン改訂案の検討（検討終了）

4 登山計画審査会委員

任期：平成30(2018)年4月23日～2020年4月22日

	氏 名	所 属	所属役職	備 考
1	石澤 好文	栃木県山岳・スポーツライミング連盟	会長	委員長
2	上杉 純夫	栃木県山岳・スポーツライミング連盟	顧問	
3	糸川 章	栃木県山岳・スポーツライミング連盟	副会長	職務代理者
4	國谷 光夫	日光市山岳遭難防止対策協議会	会長	
5	高根沢 修二	那須山岳遭難防止対策協議会	那須山岳救助隊隊長	～R1. 11. 27
	渡部 逸郎	那須山岳遭難防止対策協議会	那須山岳救助隊副隊長	R2. 2. 10～
6	谷口 浩平	全国高等学校体育連盟登山専門部	事務局長	
7	稲葉 昌弘	栃木県高等学校体育連盟登山専門部	委員長	
8	松井 正昭	栃木県高等学校体育連盟登山専門部	委員	
9	吉田 英生	栃木県警察本部地域課	課長	～H31. 3. 31
	中村 哲也	栃木県警察本部地域課	課長	H31. 4. 1～
10	田代 哲郎	栃木県スポーツ振興課	課長	～H31. 3. 31
	高橋 貴子	栃木県スポーツ振興課	課長	H31. 4. 1～

(敬称略)

5 参考文献

- ・文部省（現文部科学省）（1985）『高みへのステップ－登山と技術－』東洋館出版社
- ・文部科学省（1991-2017）『楽しい登山』ぎょうせい
- ・野村仁（2007-2014）『登山入門』（ヤマケイ・テクニカルブック登山技術全書①）山と溪谷社
- ・山田哲哉（2005-2015）『縦走登山』（ヤマケイ・テクニカルブック登山技術全書②）山と溪谷社
- ・遠藤晴行（2006-2012）『雪山登山』（ヤマケイ・テクニカルブック登山技術全書③）山と溪谷社
- ・平塚晶人（2005-2016）『山岳地形と読図』（ヤマケイ・テクニカルブック登山技術全書⑧）山と溪谷社
- ・猪熊隆之（2011-2017）『山岳気象大全』（山岳大全シリーズ②）山と溪谷社
- ・ワンダーフォーゲル編集部（2013）『山用具の基本』（山登りABC）山と溪谷社
- ・木元康晴（2014）『山のエマージェンシー』（山登りABC）山と溪谷社
- ・溝手康史（2018）『登山者のための法律入門』山と溪谷社
- ・北島英明（2017）『山岳遭難は自分ごと』山と溪谷社

編集・発行

栃木県教育委員会事務局学校安全課
〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田 1-1-20
TEL 028-623-2964 / FAX 028-623-2956
E-mail:gakuan@pref.tochigi.lg.jp